

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：江戸川区】

機関名称	江戸川区消防団運営委員会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	特別区の消防団の設置等に関する条例第3条
設置年月日	昭和38年7月25日
機関の目的 ・所掌内容	(目的) 消防団の組織の整備を図り、その運営を円滑に行う。 (所掌内容) 委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項を審議して答申する。 1 消防団の組織に関すること。 2 消防団員の確保に関すること。 3 消防団員の待遇改善に関すること。
委員数	19人 (うち、女性委員数 5人)
会議公開	公開
会議 非公開理由	
議事録公開	公開
議事録を非公開と する場合の理由	—
備考	
HPのURL	江戸川区ホームページ http://www.city.edogawa.tokyo.jp/
問い合わせ先	江戸川区危機管理部地域防災課 電話番号：03-5662-2129 FAX番号：03-5662-2129